

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としています。

事業主には、雇い入れた者に対する配慮事項等について報告をしていただきます。
また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

1. ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により ①発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める難治性疾患患者を雇い入れること
2. 職業紹介を受けた日に雇用保険の被保険者でない者など失業の状態にあるものを雇い入れる場合であって、雇入時点で満65歳未満であること
3. 雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であることが雇用契約書等の書面からも認められること
 - ※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。
4. 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。
 - (1)ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前に、雇入れに向けた選考を開始していた対象労働者を雇い入れる場合
 - (2)対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間（以下「基準期間」という）に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（雇止め・勧奨退職等を含む）したことがある場合
 - (3)対象労働者の雇入れの日よりも前に特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から起算して3年前の日から支給申請日の前日までの期間において、その助成対象期間中に事業主都合によって解雇（雇止め・勧奨退職等を含む）したことがある場合
 - (4)対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業所との関係において、次のいずれかに該当する場合
 - ① 雇入れ事業所と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業所において就労したことがある場合
 - ②雇入れ事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
 - (5)対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合

- (6) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主（以下「関係事業主」という。）と、同一の事業主が雇入れる場合又は資本的・経済的・組織的関連性等からみて関係事業主と密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
- (7) 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）である場合
- (8) 対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- (9) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合
5. 支給対象期（下記「支給額」の1を参照）の途中で対象労働者が離職した場合は、当該支給対象期について原則不支給となります。
- ※なお、対象労働者を事業主都合により離職させた場合、離職させた日以後3年間に、当該事業所に対して発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースは不支給となります。
6. 対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について、「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）雇用管理事項報告書」により支給申請にあわせて管轄の労働局に報告すること
- ※1期のみで2期以降は必要ありません。

支給額

1. 対象労働者の雇入れに係る日から起算した下表の「助成対象期間」を6か月単位で区分した「支給対象期」（第1期～第4期）ごとに、最大2～4回にわたって支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象機ごとの支給額
短時間労働者以外の者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	第1期 30万円(25万円) 第2期 30万円(25万円) 第3期 30万円 第4期 30万円
短時間労働者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	第1期 20万円(15万円) 第2期 20万円(15万円) 第3期 20万円 第4期 20万円

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給額になります。

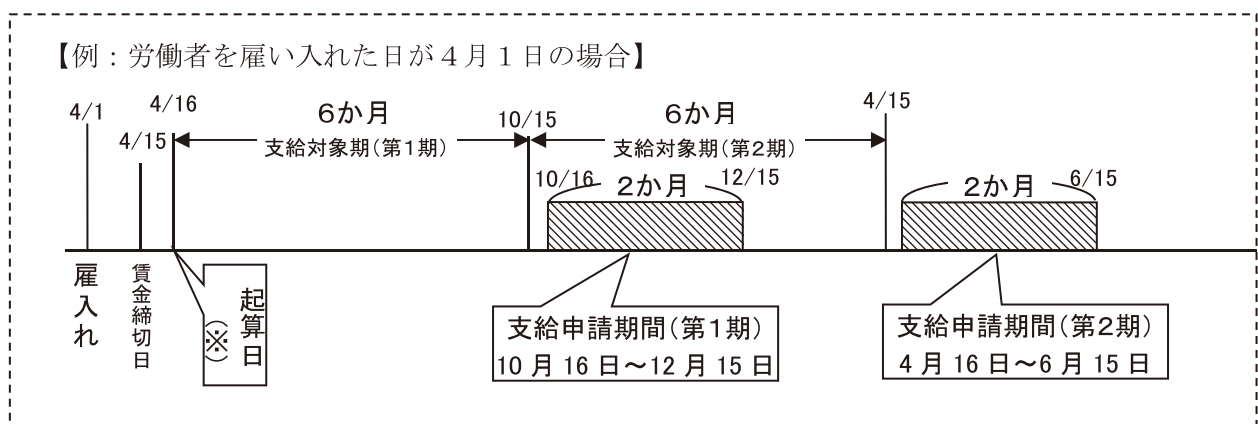
2. ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支

払った賃金額を上限とします。

3. 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や短時間労働者以外の者の実際の週当たりの賃金が〔最低賃金×30時間〕を下回っている場合は、支給額が減額される場合や支給がされない場合があります。また、対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合には本助成金は支給されません。

支給手続

受給しようとする雇入れ事業主は、支給対象期ごとに、それぞれ支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内（以下「支給申請期間」という）に、支給申請書に支給対象者に係る雇用管理に関する事項等を記載した必要な書類を添えて、支給申請してください。



※主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」

沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)